政　令

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十一月七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百四十二号

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年六月十六日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　寺田　稔
財務大臣　鈴木　俊一

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十一月七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百四十三号

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行に伴い、並びに電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百六十八条及び第百七十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「第十二条の二第四項第二号ロ」を「第二条第七号」に改める。

第十一条第一項中「掲げる総務省令」の下に「（第九号に掲げる総務省令を除き、それぞれ回線非設置電気通信事業（電気通信回線設備を設置することなく電気通信役務を提供する電気通信事業をいう。以下この条において同じ。）に関し定められるものに限る。）」を加え、同項第四号中「であつて、電気通信事業に関し定められるもの」を削り、同号を同項第十号とし、同項第三号を同項第九号とし、同項第二号中「であつて、電気通信事業に関し定められるもの」を削り、同号を同項第八号とし、同項第一号中「であつて、電気通信事業（電気通信回線設備を設置することなく電気通信役務を提供するものに限る。以下この条において同じ。）に関し定められるもの」を削り、同号を同項第七号とし、同号の前に次の六号を加える。

一　法第二十七条の五の総務省令
二　法第二十七条の六第一項の総務省令
三　法第二十七条の八第一項の総務省令
四　法第二十七条の九第一項の総務省令
五　法第二十七条の十の総務省令
六　法第二十七条の十二の総務省令

第十一条第一項に次の一号を加える。

十一　法第百六十四条第二項第四号及び第五号の総務省令

第十一条第二項中「掲げる命令その他の処分」の下に「（第一号から第四号までに掲げる命令その他の処分にあつては、それぞれ回線非設置電気通信事業に関し行われるものに限る。）」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「（電気通信事業に関し行われるものに限る。）」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第一号」の下に「及び第三号」を加え、「（電気通信事業に関し行われるものに限る。）」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号中「（電気通信事業に関し行われるものに限る。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　法第二十七条の七の規定に基づく命令

第十一条第三項中「法第十六条第一項の規定に基づく届出（電気通信事業」を「次に掲げる届出（それぞれ回線非設置電気通信事業」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第十六条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく届出
二　法第二十七条の六第一項の規定に基づく届出
三　法第二十七条の十第二項の規定に基づく届出

第十一条第五項中「第三項」を「第三項各号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、電気通信事業法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　総務大臣は、この政令の施行の日前においても、この政令による改正後の第十一条第一項第一号から第六号まで及び第十一号に掲げる総務省令を定めるため、経済産業大臣その他の関係行政機関の長と必要な協議を行うことができる。

総務大臣　寺田　稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十一月七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百四十四号

シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成三十一年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「令和四年十一月三十日」を「令和五年十一月三十日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
外務大臣　林　芳正